

調達管理番号：19a00412

国名：スリランカ

担当部署：地球環境部防災グループ防災第一チーム

案件名：スリランカにおける降雨による高速長距離土砂流動災害の早期警戒技術の開発  
発（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月中旬から2019年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.60M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	18日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示) にかかるとの応募手続き)  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月27日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	スリランカ／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。ただし、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該プロジェクト本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」）において、土砂災害は最も深刻な自然災害のひとつである。スリランカの国土面積の2割、総人口の3割を占める中央部の山岳・丘陵地域では、急速な開墾・開発と脆弱な地質特性と急峻な地形条件から、モンスーン期の豪雨の際には急傾斜地の崩壊や地すべり等の土砂災害が頻発している。これまで発生した、2010年、2011年、2014年、2016年及び2017年の土砂災害では、スリランカ全土で累計約300名の人命が失われ、これらの土砂災害が及ぼした人々の財産やインフラへの被害と国土開発に対する損害は甚大であった。なお、これまでの統計によると土砂災害の発生件数のうち、地すべりの発生件数が最も多い傾向にある。

これらの土砂災害に対する構造物対策、非構造物対策の実施は、国家建築研究所（National Building Research Organization 以下「NBRO」）が担っている。NBROは、スリランカ全土の土砂災害リスク地の調査結果を基にして、土砂災害リスクへの対応が国家の重要な課題である点をスリランカ政府内に提言していることに加え、土砂災害ハザードマップ作成、土砂災害警戒情報の発令、丘陵地帯の土地利用及び開発規制への技術支援、開発者や土地利用者の啓発活動・教育、救助・災害復旧復興・被災者の再定住などの様々な活動を行っている。

JICAは、NBROの土砂災害対策能力の強化を目的とした支援を行っており、直近では、土砂災害対策の優先度が特に高い中部州のキャンディ県、マータレ県、ヌワラエリア県及びウバ州バドゥッラ県において、2014年9月～2018年9月にかけてNBROと協働して有償勘定技術支援「土砂災害対策強化プロジェクト」を実施。スリランカに存在する3種類の土砂災害（落石、地すべり、斜面崩壊）を対象とした対策工を実施し、対策工の設計及び施工監理を通じて、当該分野に関わる施工基準やマニュアル等を作成した。上述の「土砂災害対策強化プロジェクト」においてNBROの構造物対策の計画、設計、施工能力は強化されたが、災害リスク評価及び脆弱性分析、同評価・分析に基づく土地利用計画の導入といった非構造物対策も進める必要があることや、迅速かつ正確な警戒情報の発信も必要であることから、2019年1月より有償勘定技術支援「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」を開始し、土砂災害リスク評価に基づく、土地利用計画概念の導入、早期警報能力の向上等、非構造物対策の実施を支援している。

上記の支援は、従来から多く発生している3種類の土砂災害（落石、地すべり、斜面崩壊）を対象としたものであるが、2016年、2017年に発生した土砂災害の中には、高速長距離土砂流動（Rain-Induced Rapid Long-Travelling Landslides以下「RRLL」）と呼ばれる新たな現象が含まれ、特に近年は降雨パターンの変動により、その発生が頻繁になっている。同現象の発生予測や早期警戒はこれまで困難であったため、被害が拡大傾向にあった。本プロジェクトは豪雨時に多発するRRLLに対する早期警戒技術をスリランカ政府と共同開発し、同種の災害が著しい東南アジアモンスーン地帯への開発技術の普及と世界標準化を目指すものとして、スリランカ政府より要請された。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応型国際科学技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年9月中下旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ③ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④ PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案及び事業事前評価表(案)（和文）の作成に協力する。
- ⑤ スリランカ国関係機関(C/P機関等)、他ドナー等に対する質問票(案)（英文）を作成する。
- ⑥ 詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地業務期間（2019年9月下旬～10月中旬）

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ国関係機関との協議及びパイロット地域2か所（Kegalle 県 Aranayaka 地区、Badulla 県 Athwelthota 地区）の現地協議・調査に参加し、結果を協議・調査後3日以内に JICA に報告する。なお、本業務従事者が単独で行動する場合においては、別途定める詳細計画策定調査対処方針に基づいた情報収集を行う想定である。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を質問票、インタビュー及び協議を通じ収集し、現状を把握する。
  - ア) スリランカ国の開発計画・政策の動向（特に多年度計画(PPA)における防災及び本プロジェクトの位置付けや具体的な予算計画について確認）
  - イ) 我が国援助方針、JICA 国別分析ペーパー上の本プロジェクトの位置づけ
  - ウ) スリランカ国側の実施体制（組織・予算・他機関との関係性等）
  - エ) 他ドナー・国際機関の援助動向
  - オ) 我が国の他防災分野の協力に関する効果発現状況
- ④ スリランカ国関係者との協議結果を踏まえて、R/D (Record of Discussions) 案及び M/M (Minutes of Meetings PDM 及び PO 含む) 案の作成に協力する。

- ⑤ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果をJICA本部及びJICAスリランカ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2019年10月中旬～11月上旬)

- ① 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 詳細計画策定調査報告書(案)(和文)  
担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)に事業事前評価表(案)(和文)を参考資料として添付して、電子データにより提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒コロンボ⇒日本を標準とします。
- (2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約(単独型)見積書「様式(単独型・不課税化対象案件用)」を用いて積算してください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年9月30日～2019年10月17日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 研究代表(国際斜面災害研究機構)
- エ) 評価分析(当該コンサルタント)

※上記に加え、科学技術振興機構(JST)、本プロジェクト参画予定の研究者複数名が同行予定。

③ 便宜供与内容

JICAスリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

業務期間中に発生するスリランカ国内の移動手段（空路含む）については JICA が手配します。

オ) 執務スペースの提供

スリランカ事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①以下の資料を希望者に対してメールで配布します。配布を希望される方は、地球境部防災グループ防災第一チーム小林 ([Kobayashi.Chiaki@jica.go.jp](mailto:Kobayashi.Chiaki@jica.go.jp)) 宛にご連絡ください。

・本プロジェクトの要請書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prrtm1@jica.go.jp](mailto:prrtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) 安全管理

① 現地調査/業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、これらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

(渡航前)

ア) JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者は、必ず初回現地渡航前までに「安全対策研修」(対面座学) 及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

- イ) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：現地渡航前に必ずブリーフィングを受けること。
- ウ) 外務省「たびレジ」への登録：現地渡航前に必ず登録を行うこと。

(渡航後)

- エ) スリランカ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- ② 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について安全管理を所掌する JICA スリランカ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、スリランカ国内での安全対策については JICA スリランカ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA スリランカ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA スリランカ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。宿泊場所や執務場所についても、スリランカ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- ③ 宿泊場所は、JICA スリランカ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価に収まるホテルが満室ないし安全管理上の理由から JICA スリランカ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費精算する。
  - ア) ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、JICA 所定の宿泊料確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料について JICA スリランカ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。
  - イ) コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、JICA 所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料を記載（基準単価による宿泊料とは区別して記載）して請求する。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ③ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務の提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上